

## 群馬大学医学部副医学部長に関する内規

平成 16. 4. 1  
制 定

### (趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学医学部副医学部長（以下「副医学部長」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (設 置)

第2条 本学部に、副医学部長2名を置き、教授をもって充てる。

### (職 務)

第3条 副医学部長は、医学部長を補佐し、医学部長の指示する全学部的な重要事項について企画・立案及び連絡調整等を行う。

### (選 考)

第4条 副医学部長は、医学部長が指名し、教授会の承認を得るものとする。

### (任 期)

第5条 副医学部長の任期は、当該医学部長の任期と同一とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、当該副医学部長を指名した医学部長の任期の終期を超えることはできないものとする。

3 任期の途中で副医学部長の交替があった場合の後任の副医学部長の任期は、前任者の残任期間とする。

### (雑 則)

第6条 この内規に定めるもののほか、副医学部長に関し必要な事項は、医学部長が別に定める。

### (内規の改廃)

第7条 この内規の改廃は、教授会の議を経て、医学部長が行う。

### 附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。